

広報しき全戸配布を実施します

市政情報課 ☎048(473)1110

現在、町内会による協力のもと、主に町内会加入世帯などへ配布している広報しきについて、令和8年2月号(令和8年1月末)から民間のポスティング事業者による全戸配布へ変更となります。広報しきとあわせて配布する市からのお知らせ(同時配布物)についても同様に全戸配布します。

なお、広報しきは引き続き市ホームページにも掲載するほか、広報しきのオープンデータサービス「マイ広報紙」やスマホ向けアプリ「マチイロ」でも配信しますので、令和8年2月号以降、広報しきや同時配布物の配布が不要な場合は申請フォーム、電話またはFAX[048(472)3766]で、市政情報課へご連絡ください。

配布時期 発行月の前月末の25～31日頃

配布方法 ポストに1部ずつ投函

配布不要申請期限 11月28日(金)

▼FAXの場合は、氏名・住所・電話番号・メールアドレス・年齢(年代)を明記してください。



◀申請フォーム

2025年国勢調査の回答はお済みですか？

行政管理課 ☎048(473)1113

令和7年10月1日(水)を調査基準日として、全国一斉に国勢調査を実施しています。

国勢調査の結果は社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策をはじめ、行政・一般企業・学術団体に利活用されています。

回答期間は10月8日(水)までとなりますので、インターネットまたは調査票の郵送による回答をお願いします。



水道基本料金の減免を2か月間延長します

上下水道総務課 ☎048(473)1299(代)

市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した市民・事業者の物価高騰にかかる負担軽減策として、7月検針分から実施している水道基本料金の半額減免を2か月間延長し、合計8か月間の減免とします。

減免額(支払い1回分及び総額)

口径	2か月分	8か月分
13mm	604円	2,416円
20mm	956円	3,824円

※減免期間中は、検針票の通信欄に「水道基本料金半額減免中 ○月検針分まで」と記載されます。